

七戸町教育大綱

健康で、創造性に富み、新しい時代
を主体的に切り拓く人づくり

平成29年5月

七戸町

① はじめに

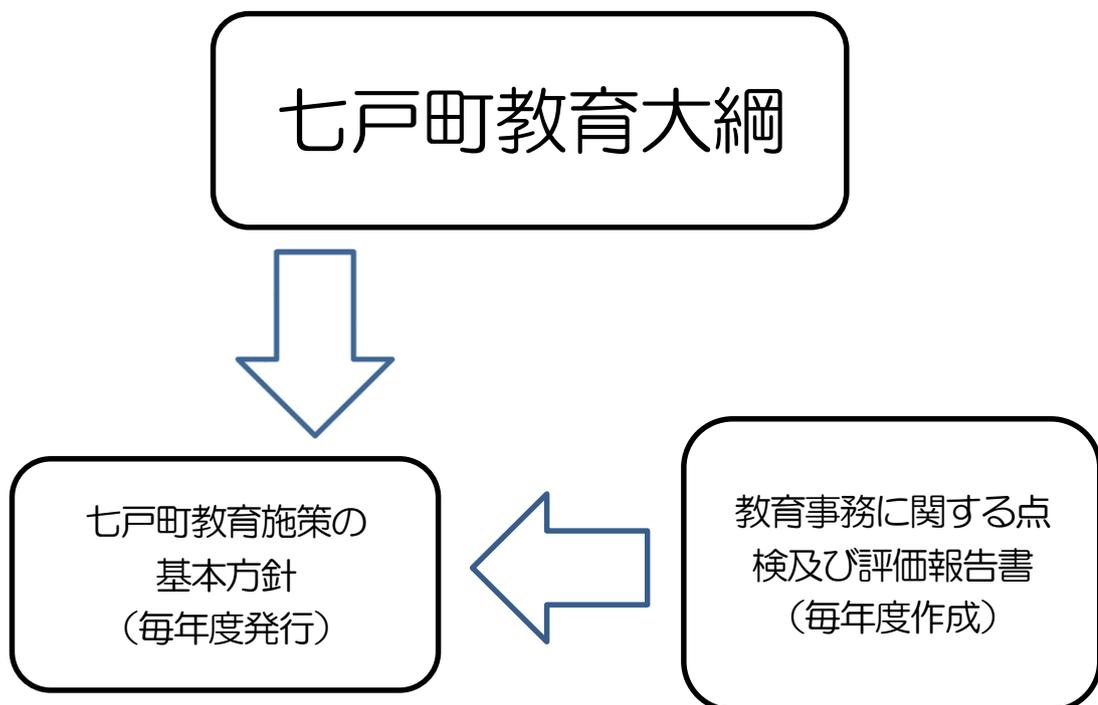
1 趣 旨

このたびの教育委員会制度改革の一環として、各地方公共団体の長には、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育施策の大綱」を策定することが求められることとなりました。

七戸町教育委員会では、毎年度、教育施策の具体的な内容の「七戸町教育施策の基本方針」を作成し、これに基づき学校教育並びにその他の各種事業を実施しております。

また、毎年度、外部人材による「七戸町教育評価審議会」からの意見をいただき、教育に関する事務の管理・執行について点検及び評価を行い、報告書を作成しております。

このことから、本大綱は、「七戸町教育施策の基本方針」の上位に位置した教育に関する基本的な理念や方針を明らかにすることとします。



2 期 間

平成29年度から平成32年度 【4年間】

2 基本理念と方針

1 基本理念

七戸町では、これまでに「七戸町長期総合計画」に示した「潤いと彩りあふれる田園文化都市」の形成に向け、「健康で、創造性に富み、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を基本理念の一つとして、教育の推進を図ってきました。生涯にわたって夢を育み、その実現に向けて努力し、地域や社会を担い、心豊かに力強く生きていく人材（財）を育成することは教育の使命です。そのためには、基礎・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、心身ともに健康で社会の一員として共生社会に積極的に参画する力を育む必要があります。

一方、国内外に目を向けると、少子高齢化や高度情報化、国際化などが急速に進展し、激しい社会変化の中で様々な課題が生じています。これまで以上にそのような状況の変化を的確にとらえ、課題解決に向かう智慧や実行力をいかに生み出していくかが問われます。学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になってきます。

以上のようなことを踏まえ、基本理念を「健康で、創造性に富み、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」とし、次の4点を基本方針とします。

2 基本方針

(1) 「生きる力」を育むための、子供たちの未来のための、学校教育

学習指導要領が改訂され、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から全面実施されました。改訂のねらいのひとつに、昨今の子供たちの現状をふまえ、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成の重視があげられます。これからの社会において必要となる「生きる力」を、次代を担う子供たちに身に付けさせ、未来に輝く「人づくり」の育成に努めます。

(2) 学校と家庭、地域が連携を深め、地域社会全体の教育力の向上

従来、七戸町では家庭や地域社会の教育力は高く、子育てに果たした役割は大きいものでありました。しかし、生活環境の変化や価値観も多様化し、子供たちの教育環境が大きく変化しています。その改善に向け、学校と家庭、地域社会がそれ

その役割や責任を自覚し、互いに連携を深めながら、地域全体の教育力を高めていく必要があります。教育基本法にも「学校と家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定され、その努力義務が明示されています。その方向を見据え、学校と家庭、地域とがさらに連携を深めながら地域全体の教育力を高めることに努めます。

(3) 伝統文化を尊重し、我が郷土に誇りをもつ態度の育成

教育基本法の目標の一つに「伝統と文化の尊重」が新たに謳われています。七戸町は、文化財の宝庫でもあります。文化財を保護するとともに、活用することに大きな意義があります。文化財を通して、歴史を学ぶことで、郷土理解と郷土愛が育つとともに、我が国を愛する態度が育まれます。そのためには、児童生徒はじめ多くの町民が文化財について学習する機会や場の確保が必要です。

また、七戸町には、重要な伝統芸能も継承されています。それらの貴重な文化遺産を活用し、郷土に誇りをもつ人材の育成に努めます。

(4) 生涯を通して生き生きと学び続ける機会や場の提供

だれもが豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会や場において学習できる生涯学習社会の構築が求められています。意図的・組織的に行われる学校教育だけでなく、家庭における学習や文化・スポーツ活動、趣味やボランティア活動などの中で行われる学習も対象です。そのような生涯学習社会の実現のために、学習した成果を生かす機会の充実を図る必要があります。学習の成果を生かして、さまざまな活動に取り組むことは、豊かな人生、そして地域社会の活性化につながります。そのような姿を求めて、生涯を通して生き生きと学び続ける機会や場の提供に努めます。

3 おわりに

1 啓 発

本大綱は、町のホームページへ掲載し、町民への周知・啓発を図ります。

2 推 進

本大綱に掲げた基本理念・方針を具体的に推進するため、町役場内の各課と教育委員会の連絡を密にし、また、県教育委員会上北教育事務所及びその他の教育関係諸機関・団体との連携に努めます。